

工事(設計・施工一括)請負契約書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

平成29年 8月 8日

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑及び意見の内容	回答
1	1	1	11		総則	「～代表企業に対して行うものとし～」とあり、本契約の受注者は代表企業と構成員とで構成される建て付けとなっておりますが、ここでいう代表企業とは、設計及び施工を担う者がJVであった場合のJV代表企業のことを意味し、応札コンソーシアムやSPCの代表企業ではないとの理解でよろしいでしょうか。 入札説明書P24「2 工事(設計・施工一括)請負契約の締結」では、市と設計及び施工を担う者が請負契約を締結するとの記載があるため、改めて確認させて頂くものです。	本契約における代表企業とは、設計・施工を担う者の代表企業であり、基本契約の受注者及びSPCの代表企業とは限りません。
2	6	13	1		著作権の譲渡等	本条では、受注者に帰属する本件成果物の著作権の権利を当該本件成果物の引渡時に発注者に無償に譲渡する旨が記載されておりますが、当該本件成果物は、受注者がこれまでの事業で培ってきた技術・ノウハウ等の蓄積が含まれているものであり、受注者の競争力の源泉となりうるものです。当該本件成果物の著作権の権利を譲渡することは、第三者への開示を含め何らの制限なく取り扱えることとなるため、受注者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本条は以下に変更していただけないでしょうか。 【変更】 「受注者は、設計成果物又は工事目的物(以下これらを併せて「本件成果物」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権の権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権等」という。)のうち受注者に帰属するもの(著作権法第2章第3節第2款に規定する著作者人格権を除く。)を本事業の目的を達成するために必要な限度で、発注者に無償で使用させる。」	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)のとおりとします。
3	6	13	2	1	著作権の譲渡等	発注者が本件成果物又は工事目的物の利用する際に第三者へ開示することになる場合には、請負契約の第69条に定める秘密情報として取り扱われると理解してよろしいでしょうか。また、本件成果物には第三者に開示されることで受注者の競争上の地位を害するおそれがあるものが含まれているため、開示に際しての事前承諾を要することとさせて頂きたい。	福岡市情報公開条例7条1項2号に定める「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」などについては、開示対象となりません。同条例に基づくことから、事前承諾を受けることはしません。
4	6	13	2	(1)	著作権の譲渡等	「本件成果物の内容を公表すること」とありますが、受注者の技術ノウハウに係る内容については、本条項の対象外との理解でよろしいでしょうか。	福岡市情報公開条例7条1項2号に定める「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」などについては、開示対象となりません。

工事(設計・施工一括)請負契約書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

平成29年 8月 8日

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑及び意見の内容	回答
5	6	13	2	2	著作権の譲渡等	<p>受注者が発注者に許諾する行為として、本号では、「発注者が設計成果物又は工事目的物の利用目的の実現のために必要な範囲で、設計成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行うこと又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること」が定められておりますが、本事業の整備期間及び供用期間においては、受注者が施設の設計・施工及び維持管理・運営を実施しており、本号に定める事項の行為者は受注者であると理解しており、受注者が本号に定める行為について発注者に許諾する必要があるのは、本事業の整備期間及び供用期間終了後においてのみであると思料しますので、本号は以下に変更をお願いいたします。</p> <p>【変更】 「本事業の整備期間及び供用期間が終了した後、発注者が設計成果物又は工事目的物の利用目的の実現のために必要な範囲で、設計成果物を発注者が自ら複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。」</p>	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)のとおりとします。
6	6	13	3	(2)	著作権の譲渡等	「工事目的物に受注者の実名又は変名を表示することをしてはならない旨、記載がありますが、設備の銘版等も掲げてはいけないとの理解でよろしいでしょうか。	設備銘板については通常の建設工事と同様に掲示ください。
7	6	13	4		著作権の譲渡等	本項では、受注者が著作権法19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない定めがなされておりますが、既に第13条第2項において各号の範囲において当該権利を行使しない旨を定めておりますので、第13条第4項は削除をお願いいたします。	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)のとおりとします。
8	6	13	5		著作権の譲渡等	上述の13条1項に関する質問の通り、本件成果物における受注者の著作権者の権利は無償で発注者に譲渡するのではなく、本事業の目的を達成するために必要な限度で発注者に無償で使用させることとさせていただきます。これに伴い本項は削除をお願いいたします。	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)のとおりとします。
9	7	16	1		設計期間	「設計期間を遵守して」とありますが。この期間は全体工程を考慮して事業者が設定できるものと解釈して宜しいでしょうか。御指定のある場合は、明示願います。	ご理解のとおり、設計・施工各々は指定していません。

工事(設計・施工一括)請負契約書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

平成29年 8月 8日

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑及び意見の内容	回答
10	7	16	3		実施設計	第16条第3項から第9項においては設計成果物の提出、承諾及び修正について定められておりますが、本契約第20条(設計成果物の検査及び引渡し)においても類似する手続きについて定められており、類似する条件が規定されている状態です。受注者が、設計成果物が完成した場合の手続きを行う際に、いずれの条文に従う必要があるのか混乱する原因となりますので、第16条第3項から第9項までの規定と、本契約第20条の規定のいずれか一方に統合いただくようお願いいたします。	第16条は実施設計の手順、第20条は成果物の検査及び受け渡しについての事項であり、統合はしません。
11	9	19			設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務	「～発注者又は監督員がその修補を請求したときは、～必要な措置をとらなければならない。」とありますが、第16条で月1回報告書を提出し、発注者の承認を得て作業をすすめるよう記載がありますが、これとは別に指摘があるとの理解でよろしいでしょうか。 設計図書との相違は第16条で是正されると考えますが、重複となることはないのでしょうか。	月1回の報告書及び設計成果物提出時期以外に指摘がある場合を考えています。
12	10	21			施工費内訳書	「施工費内訳書」とありますが、「設計費内訳書」の誤りではないでしょうか。	「施工費内訳書」です。
13	10	22			履行遅滞の場合における措置	本契約が設計及び施工を一括して受注者に請負わせるものであることから、設計・施工業務の受注者が本契約にて工程に関し責任を負うのは、工事目的物を約定の期日までに引渡しを行うことであると思料いたします。また、設計業務が万が一遅延したとしても、施工が約定の期日に間に合うことによつて貴市は損害を免れるものと思料いたします。したがいまして、施工の約定期日の遅延に対する違約金規定のみとし、本項については削除いただけるようお願いいたします。	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)のとおりとします。
14	11	23	2		地元関係者との交渉及び関連工事の調整	「他の工事が施工上密接に関連する場合において、～当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない」とありますが、現時点で想定される工事がありましたらご教示願います。 また、調整に伴い費用が発生した場合、お支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	脱水機更新工事、消化槽更新工事については密接に関連するため、特に調整をお願いします。その他の工事については未定です。調整に伴う費用については、要求水準書等に記載のない事項につき、協議により対応を検討します。
15	14	30			工事用地	工事用地等とは、要求水準書P2の事業用地範囲と同義との理解でよろしいでしょうか。	工事用地等とは、要求水準書P2の事業用地範囲に加え、契約後に監督員と協議を行った工事に必要な仮設現場事務所、駐車スペース、資材置き場等を含みます。

工事(設計・施工一括)請負契約書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

平成29年 8月 8日

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑及び意見の内容	回答
16	14	30			工事用地	事業用地外でも施工上必要な用地は無償で貸与いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	契約後、設計協議で決定します。
17	15	33	2		工事目的物の検査及び引渡し	「～14日以内に受注者の立会の上、設計図書に定めるところにより」とありますが、確認の際には設計図書及び設計成果物の定めるところにより検査を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	17	37	2		不可抗力による損害	「～直ちに調査を行い、同項の損害・・・」とありますが、「前項の損害」の誤りではないでしょうか。	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)のとおりとします。
19	25	53	5		条件変更等	「～発注者の責めに帰すべきことが明らかでない限り、発注者は、かかる訂正又は変更により受注者に損害を及ぼしたときであっても当該補償を賠償し又は必要な費用等の補償を行う義務を負わない。」とありますが、決定に先立ち、受注者と協議に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	26	55			受注者の請求による工期の延長	受注者の請求による工期の延長に関する条文として、公共工事請負契約約款第21条2項の以下の条文の追加をお願いいたします。 【追加】 「2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)を修正します。
21	26	55			受注者の請求による工期の延長	受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長となる場合、受注者の請求については、協議に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	26	56			発注者の請求による工期の短縮等	発注者の責めによる工期短縮等となるため、受注者の請求については、協議に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	27	59			技術提案等に関する特約条項	第33条の工事目的物の検査及び引き渡しが完了した時点で、技術提案等の条件を満たした状態であるとの理解しておりますが、本条は、施設の引渡しが完了し、事業運営開始後に技術提案の内容が達成されなかった場合、違約金が生じるとの趣旨でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

工事(設計・施工一括)請負契約書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

平成29年 8月 8日

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑及び意見の内容	回答
24	33	68			仲裁	本条では、紛争解決は審査会のあっせんまたは調停が決裂した場合、仲裁によって解決するものとされておりますが、一方本契約第1条第10項では、第一審の専属合意管轄は福岡地方裁判所とされております。本事業は長期に渡るため、運営業務と設計建設業務のどちらに起因するか明確でない事項について紛争が起きた場合、審査会による紛争解決は難しいと思料致します。つきましては、本契約は他の契約書をふくめ一体の契約となっているため、他の契約との整合性という点から考えても本契約に係る紛争解決は福岡地方裁判所のみとしていただけないでしょうか。	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)のとおりとします。
25	33	69	3	2	秘密保持	「法令に従い開示が要求される場合」は、福岡市情報公開条例に従い開示されることが想定されていると思料しますが、受注者が提供する情報、書類、図面等は、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、これらの情報については、福岡市情報公開条例の第7条第1項第2号に定める不開示事由に該当する情報に該当しますので、情報公開の例外として開示対象とならないと理解してよろしいでしょうか。	福岡市情報公開条例7条1項2号に定める「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」などについては、開示対象となりません。